

令和6年度

成瀬皆瀬国営施設応急対策事業

皆瀬ダム取水施設実施設計（その3）業務

特別仕様書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設実施設計（その3）業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、成瀬皆瀬国営施設応急対策事業で実施を予定している皆瀬ダム取水施設改修工事に資するための設計を行うものである。

(場 所)

第1-3条 業務位置は、秋田県湯沢市皆瀬真坂地内他で別紙-1に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 土地立ち入り等は共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。なお、現地立ち入りに当たっては、監督職員に事前連絡による確認後、作業に着手するものとする。

(低入価格契約における第三者照査)

第1-5条 1 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」により、受注者が行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 「共通仕様書第1-30条守秘義務」を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平的な立場で照査が可能なものであること。なお第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

- (ア) 親子会社と子会社の関係である

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

2) 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

(1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第5-1条業務打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるとき、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-6条 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理

由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

4 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-7条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(管理技術者)

第1-8条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業農村工学 農業-農業土木
	農業	農業農村工学 農業土木
博士	農学	-
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	-

(照査技術者)

第1-9条 1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業農村工学 農業-農業土木
	農業	農業農村工学 農業土木
博士	農学	-
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	-

2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼任することはできない。

(担当技術者)

第1-10条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-11条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-12条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 設計の基本的事項に関しては、以下の図書を適用するものとし、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

- 1 土地改良事業計画設計基準・設計「ダム」 (平成15年4月)
- 2 土地改良工事数量算出要領(案) (令和6年4月)

(作業条件)

第2-2条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- 1 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- 3 現地調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。

(貸与資料等)

第2-3条 貸与資料は次のとおりである。

番号	貸与資料	数量
1	令和5年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設実施設計(その2)業務 成果品	1式

(貸与資料の取扱い)

第2-4条 第2-3条に示す貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生

じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。
- 4 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-5条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	令和3年度～令和6年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設実施設計業務	令和3年4月27日から 令和7年3月13日まで
2	令和3年度～令和6年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設技術協力業務	令和3年4月27日から 令和7年3月13日まで
3	令和6年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設測量調査業務	令和6年5月16日から 令和6年12月20日まで

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、下表のとおりである。なお、詳細は、別紙-2 [作業項目内訳表] に示すものとする。

作業項目	数量	備考
建設発生土受入地の検討	1式	
概算工事費算定	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 業務上特に留意する点は、次のとおりである。

- 1 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 2 第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 3 施工上特に留意する点がある場合には、調査報告書及び設計図面に明記するものとする。
- 4 受注者は、業務実施中に疑義を生じた場合は速やかに監督職員の指示を受けなければならない。
- 5 受注者は業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を順守し、作

業の安全を図らなければならない。

- 6 施工計画（仮設計画を含む。）は、施工性及び経済性を考慮、検討のうえ、監督職員と協議し、作成するものとする。
- 7 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - （1）農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については
<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。
 - （2）新技術情報システム（NETIS）は
<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- 8 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - （1）「工事工種の体系化」は
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。

（業務の成果品質確保対策）

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農林水産省 Web サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに建設所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- （1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。
 - 1) 前提条件
 - 2) 業務計画の妥当性
 - 3) スケジュール
 - 4) 作業変更内容
 - 5) その他
- （2）会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに建設所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、作業条件や留意点、関連事業の情報、作業方針の明確化等、情報共有を図る。

3 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工対策効率向上対策」（農林水産省 Web サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

5 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第3－4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に写真撮影における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から5によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

（1）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

（2）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承認を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

（1）受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

（2）本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないも

のとする。

- (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

- 第4-1条 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- 2 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照) によるものとする。
- 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

- 第5-1条 共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ (建設発生土受入地の検討 着手段階)

第3回 中間打合せ (概算工事費算定 着手段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。
- 2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市平鹿町浅舞字蔀沼 315-1
東北農政局平鹿平野農業水利事業所成瀬皆瀬農業水利事業建設所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 3 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 4 第6-1条に示す「成果物」等に変更が生じた場合
- 5 履行期間の変更が生じた場合
- 6 関係機関等対外的協議等により作業項目等に変更が生じた場合
- 7 その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

業務位置図

業務位置



凡 例

施設計画	●
取手施設	●
川本路(旧線)	—
既設利用	—
頭首工	○
川本路(旧線)	—
川本路(新線)	—
受 池	—

令和6年度	成瀬川圏管営施設応急対策事業
事業名	成瀬川圏管営施設応急対策事業
業務名	管営ダム取水施設実施設計(その3)業務
図面名称	業務位置図
番号	縮尺
契約区分	当初

1:100,000

業務位置図 (建設発生土受入地)

建設発生土受入地
沢処理工



作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1 準備作業		
1-1 現地調査	実施設計に必要な現地調査を行う。	○
1-2 資料の検討	貸与資料を整理、把握し作業計画を作成する。	○
2 建設発生土受入地の検討		
2-1 建設発生土受入地の検討	工事実施に必要な建設発生土受入地の計画平面図、断面図の作成及び数量計算書を作成する。 盛土の安定計算を含む。	○
2-2 沢処理工の検討	工事実施に必要な沢処理工の設計図作成及び数量計算書を作成する。	○
3 概算工事費算定		
3-1 概算工事費算定 (建設発生土受入地)	2で検討した成果を基に概算工事費を算定する。 算定にあたっては、数量計算を基に主要工種の単価表を作成し、概算工事費を算定する。	○
3-2 概算工事費算定 (施設機械)	貸与資料、関連業務で検討した成果を基に皆瀬ダム取水施設改修工事全体（施設機械）の概算工事費を算定する。 算定にあたっては、数量計算を基に主要工種の単価表を作成し、概算工事費を算定する。	○
4 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
5 点検取りまとめ	各設計項目の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○